(1)
**第四条**　代理及び送達のための宛先
［業として手続をとることを認められた代理人］
締約国は、自国の官庁に対する手続のために選任される代理人について、次のことを要求することができる。
(i)　出願及び登録に関して官庁に対し業として手続をとる権限を関係法令に基づいて有すること並びに該当する場合には官庁に対し業として手続をとることを認められていること。
(ii)　当該代理人の宛先として当該締約国が定める領域内の宛先を設けること。
(a)
(b)
締約国は、自国の領域内に住所又は現実かつ真正の工業上若しくは商業上の営業所のいずれも有していない出願人、名義人その他の関係する者に対し、自国の官庁に対する手続をとるに際し代理人によって代理されるよう要求することができる。
(2)
(a)
(b)
締約国は、(a)の規定に基づいて代理人を選任した出願人、名義人その他の関係する者による又はこれらの者に対する行為としての効果を有する。
［代理の義務付け及び送達のための宛先］
締約国は、自国の領域内に住所又は現実かつ真正の工業上若しくは商業上の営業所のいずれも有しない出願人、名義人その他の関係する者に対し、自国の官庁に対する手続をとるに際し代理人によって代理されるよう要求することができる。
締約国は、(a)の規定に基づいて代理人を選任した出願人、名義人その他の関係する者による又は当該代理人に対する行為は、当該代理人を選任した出願人、名義人その他の関係する者に対する行為としての効果を有する。
(3)
(a)
締約国は、出願人、名義人その他の関係する者に対し自国の官庁に対する手続において代理人によって代理されることを認め、又は要求する場合には、出願人、名義人その他の関係する者の氏名又は名称を記載した別個の書類（以下「委任状」という。）において代理人を選任するよう要求することができる。
(b)
委任状は、当該委任状において特定する一又は二以上の出願又は登録に係るものとすることができるものとし、選任を行う者が記載したものを除くほか、当該者に係る既存の及び将来の全ての出願又は登録に係るものとすることができる。
(c)
委任状は、代理人の権限を特定の行為に限定することができる。締約国は、代理人が出願を取り下げ、又は登録を放棄する権限を有する根拠となる委任状に当該代理人が当該権限を有する旨を明記するよう要求することができる。
(d)
書類に代理人として記載されている者が官庁に対し当該書類を提出する場合において、当該官庁が当該書類を受理した時に必要な委任状が当該官庁に提出されていないときは、締約国は、自国が定める期間内に（規則で定める最小限の期間についての規定に従うことを条件とする。）委任状を当該官庁に提出するよう要求することができる。締約国は、委任状が自国が定める期間内に官庁に提出されない場合には当該者が提出した書類は効力を有しない旨を定めることができる。
(4)
［委任状についての言及］
締約国は、自国の官庁に対する手続のために代理人が当該官庁に提出する書類において当該代理人の行為の根拠となる委任状について言及するよう要求することができる。
(5)
［その他の要件の禁止］
いかなる締約国も、(3)及び(4)に規定する事項に関し、(3)及び(4)並びに第八条に定める要件以外の要件を満たすよう要求することができない。
(6)
［証拠］
締約国は、自国の官庁が(3)及び(4)に規定する書類に記載された事項の真実性について合理的な疑義を有する場合には、証拠を当該官庁に提出するよう要求することができる。
**第五条**　出願日
(1)
［許容される要件］
締約国は、(b)及び(2)の規定に従うことを条件として、第八条(2)の規定に基づいて要求する言語で記載された次のものを自国の官庁が受理した日を出願日として認める。
(a)
(i)　標章の登録を求める旨の明示的又は黙示的な表示
(ii)　出願人を特定することができる表示
(iii)　出願人又はその代理人がある場合には当該代理人に官庁が連絡することを可能とする表示
(iv)　登録を求める標章を十分鮮明に表す一のもの
(v)　登録を求める商品又はサービスの一覧表
(vi)　第三条(1)(a)(vi)又は(b)の規定が適用される場合には、それぞれ、自国の法令が要求する同条(1)(a)(vi)に規定する宣言書又は同条(1)(b)に規定する宣言書及び証拠
(b)
締約国は、(a)(i)から(vi)までに規定するものの全部ではなく一部又は(a)(i)から(vi)までに規定するものであって第八条(2)の規定に基づいて要求する言語以外の言語で記載されたものを自国の官庁が受理した日を出願日として認めることができる。
(2)
［許容される追加的な要件］
(a)
締約国は、必要な料金が支払われるまで出願日の認定を行わない旨を定めることができる。
(b)
締約国は、この条約の締約国となる時に(a)に定める要件を適用する場合に限り、当該要件を適用することができる。
(3)
［補完及び期間］
(1)及び(2)の規定に係る補完の方法及び期間は、規則で定める。
(4)
［その他の要件の禁止］
いかなる締約国も、出願日に関し、(1)及び(2)に定める要件以外の要件を満たすよう要求することができない。
**第六条**　二以上の類に属する商品又はサービスに係る単一の登録
ニース分類の二以上の類に属する商品又はサービスが一の願書に記載されている場合には、この出願は、一の登録をもたらす。
**第七条**　出願及び登録の分割
(1)
(a)
［出願の分割］
二以上の商品又はサービスを掲げる出願（以下「もとの出願」という。）は、次の期間中、出願人により又は出願人の申請により、もとの出願に掲げる商品又はサービスを二以上の出願に分配することによって当該二以上の出願（以下「分割出願」という。）に分割することができる。分割出願は、当該もとの出願の出願日及び優先権がある場合にはその利益を維持するものとする。
(i)　少なくとも、標章の登録に関し官庁が決定するまでの間
(ii)　標章を登録する旨の官庁の決定に対する異議申立手続の期間
(iii)　標章の登録に関する決定に対する不服申立手続（(i)の官庁に対するものを除く。）の期間
(b)
締約国は、(a)の規定に従うことを条件として、出願の分割の要件（料金の支払等）を定めることができる。
(2)
［登録の分割］
(1)の規定は、登録の分割について準用する。登録の分割は、次の期間中、認められる。ただし、締約国は、自国の法令が第三者に対し標章の登録前に当該標章の登録に異議を申し立てることを認める場合には、登録の分割を認めないことができる。
(i)　第三者が官庁に対して登録の有効性を争う手続の期間
(ii)　(i)の手続において官庁が行った決定に対する不服申立手続（当該官庁に対するものを除く。）の期間
**第八条**　書類
(1)
［書類の送付手段及び形態］
締約国は、書類の送付手段を選択することができるものとし、書面に記載された書類、電磁的形態の書類又はその他の形態の書類を認めるかどうかを選択することができる。
(2)
［書類の言語］
(a)
締約国は、書類が自国の官庁によって認められた一の言語で記載されるよう要求することができる。官庁が二以上の言語を認める場合には、出願人、名義人その他の関係する者に対し、当該官庁について適用されるその他の言語上の要件を満たすよう要求することができる。ただし、書類のいかなる事項についても、二以上の言語で記載されるよう要求することはできない。
(b)
いかなる締約国も、この条約に規定する場合を除くほか、書類の翻訳についての真正の証明その他の証明を要求することができない。
(c)
締約国が書類について自国の官庁によって認められた一の言語で記載されるよう要求しない場合には、当該官庁は、公式の翻訳者又は代理人が当該書類を当該官庁が認める一の言語に翻訳したものを合理的な期間内に提出するよう要求することができる。